

学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則(案)

平成 年 月 日
教委規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、川島町が、川島町立小学校規模適正化計画に基づき、学校の統廃合により遠距離通学となる児童の通学の安全確保及び負担軽減を図るため、スクールバス運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項において遠距離通学とは、学校から直線距離で2kmを超えた区域から通学することをいう。

(運行の委託)

第2条 スクールバスの運行は町が行う。ただし、これを民間事業者に委託して行うことができる。

(利用者等)

第3条 スクールバス運行の用に供する学校は、次のとおりとする。

(1) 川島町立つばさ南小学校

(2) 川島町立つばさ北小学校

2 前項においてスクールバスの利用者は、別表に掲げる運行区域に住所を有する児童とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、運行区域外に住所を有する児童にスクールバスを利用させることができる。

3 スクールバスを運行する範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項に掲げる児童（以下「利用者」という。）が登下校に使用するとき。

(2) 利用者が休日の学校行事等に参加するとき。

(3) その他、教育長が公務遂行上必要があると認めるとき。

(運行管理)

第4条 スクールバスの運行管理は、教育委員会で所管し、スクールバス運行の用に供する学校の校長と協議して行う。

(利用料)

第5条 スクールバスの利用料は、当分の間（規則附則第2号で規定する期間）無料とする。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、教育委員会が別に定める遵守事項にしたがって、スクールバスを利用しなければならない。

(利用の制限)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対しスクールバスの利用を停止することができる。

(1) 利用者が第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったと教育長が判断したとき。

(2) 利用者が前条の規定による遵守事項に著しく違反していると認められたとき。

(損害賠償)

第8条 スクールバス利用者が、自己の責に帰すべき理由により、車両若しくはその付帯設備等に損傷し、又は滅失した者は、現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学校名	運行区域
川島町立つばさ南小学校	大字出丸下郷、大字出丸本、大字西谷、大字曲師、大字上大屋敷、大字下大屋敷及び大字出丸中郷
川島町立つばさ北小学校	大字虫塚、大字梅ノ木、大字上小見野、大字下小見野、大字加胡、大字松永、大字谷中、大字一本木（ただし、字下前通277番地、286番地から295番地、300番地、306番地から309番地、312番地から315番地、318番地、328番地から338番地、340番地から354番地、字下裏通354番地から397番地、字火の爪443番地、460番地、462番地から494番地を除く）